

名古屋国際センター会議室等の開館に向けたガイドライン

令和2年5月28日策定（令和2年10月1日改正）

名古屋市観光文化交流局国際交流課

本ガイドラインは、国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡、愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針、本市の市有施設の開館に向けたガイドライン及び市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン等並びに当地域の感染状況等を踏まえ、名古屋国際センター会議室等について、新型コロナウイルス感染拡大予防策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインは「当面の間」運用することとし、国等の動向を踏まえ更新等を行う。またその終了時期は、当地域の感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。

1. 使用者（主催者）が順守する事項

- ア. 感染者が発生した場合の感染追跡調査に備え、名簿の作成、名刺等の收受、チケット購入履歴などにより、来場者（観客・出展者・設営スタッフ等場内に入る人を含む。以下同じ。）の連絡先を把握する。
- イ. 来場者の検温を行い（サーモグラフィや非接触型体温計等の検温用機器は施設側が準備する）37.5度以上の発熱が認められる来場者に対しては入場しないように要請する
- ウ. 会場出入口に手指の消毒のためのアルコール消毒液等を設置する
- エ. 来場者が密集しないよう、催事の参加人数の目安は国および愛知県が示す「催物の開催制限等」に従う（大声での歓声、声援等が想定される場合等は施設収容定員の100%での利用はできない）。また密集を避けた会場内の配置を行う
- オ. 定期的に数分間、扉を開放して会場内の換気を行う。ただし、扉を開放することによる音漏れ等、周辺環境への配慮も行う
- カ. 感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センター、施設管理者等に連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力する
- キ. スタッフのマスクの着用、手洗い（石けん・アルコール消毒液による）を徹底する。また、来場者に対しても、マスクの着用を徹底する
- ク. 座席間隔や通路幅は可能な限り広く取るとともに、入退場列や休憩時間の密集を回避する措置を講じる
- ケ. 対面会話が行われる箇所は人と人との距離を確保（概ね2m以上）するか、飛沫感染防止措置を行う
- コ. 原則として屋内で飲食の提供は控える（来場者の体調維持のための水分補給を除く）
- サ. 「2. 来場者の順守する事項」に示す事項を来場者に周知する

2. 来場者の順守する事項

- ア. 手洗い・うがい、マスクの着用を徹底する
- イ. 過去2週間以内に、発熱や感冒症状で受診や服薬などをした人、海外渡航した人（2週間以内に帰国した方と濃厚接触した場合を含む）は来場しない
- ウ. 来場前に自宅で検温し、発熱（37.5度以上または平熱比1度超過）、息苦しさ、のどの痛み、咳、倦怠感など自覚症状がある場合は来場しない
- エ. 大声での会話、会場及び屋内共用部での飲食（体調維持のための水分補給を除く）など、感染リスクの高い行為を避ける
- オ. 感染者による施設の利用が明らかになった場合の感染追跡調査を可能とするため、入場時の検温や連絡先の申告など連絡手段の確保に協力する
- カ. 感染者による施設の利用が明らかになった場合、保健センターの実施する感染追跡調査に協力する。また、濃厚接触者となった場合も、保健センター等の指示に従う

3. 施設管理者（指定管理者）の行う事項

- ア. 市が準備したサーモグラフィ、非接触型体温計などを使用者に無償貸与する（測定は使用者の責任にて行う）
- イ. アルコール消毒液を施設内に設置する
- ウ. 施設内の換気を徹底する
- エ. 使用後、会場の消毒をする
- オ. 職員の体調管理・マスクの着用、手洗い（石けん・アルコール消毒液による）・うがいなどを徹底する
- カ. 感染者による施設の利用が明らかになった場合の連絡体制を整備する
- キ. 使用者に別紙誓約書を提出するよう求め、「1. 使用者（主催者）が順守する事項」に示す事項を使用者に徹底する
- ク. 「2. 来場者の順守する事項」に示す事項を施設内に掲示する

誓約書

名古屋国際センター会議室等の使用にあたり、「名古屋国際センター会議室等の開館に向けたガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に掲げる「1. 使用者（主催者）が順守する事項」をガイドラインが有効な期間にわたって順守します。

記入日：令和_____年_____月_____日

申込者：住所_____

団体名_____

代表者名_____ 印

記入者氏名（署名）_____

【提出先】

(公財) 名古屋国際センター 総務課 貸し施設担当

TEL:052-581-5679

FAX:052-581-5629

〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1

名古屋国際センター条例（抜粋）

（使用の許可）

第3条 センターの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）をしてはならない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
 - (2) センターの管理上支障があるとき。
- 3 市長は、使用の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

（使用の許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、センターの施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれのあるとき。
- (5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。